

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
高橋建設株式会社	茨城県行方市繁昌 3 5 3 - 1	0 2 - 0 0 1 2 9 5

注) 建設業許可番号「1 -」は国土交通大臣許可, 「2 -」は茨城県知事許可, 「3 -」は他県知事許可を表す。「5 -」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 3 年 7 月 26 日～令和 3 年 8 月 8 日（2 週間）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

上記の業者は, 銚田工事事務所発注の国道 355 号バイパス道路改良舗装工事において, 令和 3 年 6 月 16 日, バックホウの移動時に周囲の確認を十分に行わなかったなど不適切な安全管理の措置により, 工事関係者が重傷を負う事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

上記の業者が工事関係者に重傷者を生じさせる事故を起こしたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」（平成 2 9 年要領第 3 号）別表第 1 第 8 号ウに該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施行に当たり, 安全管理の措置が不適切であったため, 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において, 当該事故が重大であると認められるとき。 ア・イ (略) ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき, 又は重傷者が生じたとき。	2 週間以上 1 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)